

姫島村移住支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村長は、本村への移住・定住の促進及び村内の中小企業等における人手不足の解消を図るため、大分県と姫島村とが共同で作成した地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画をいう。）に基づき、移住した者に対し姫島村が実施する移住支援事業に要する経費について、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、姫島村補助金等交付規則（昭和35年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱及び大分県移住支援事業実施要領（令和7年4月1日伺定。以下「県実施要領」という。）の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「移住」とは、県外の市区町村から姫島村へ転入を届け出ることをいう。ただし、転勤、出向等職務上による一時的な転入及びその他これらに類する転入は除く。
- (2) 「移住支援事業」とは、姫島村が移住した者（以下「移住者」という。）に対して、移住支援金を交付する事業をいう。
- (3) 「新規採用者」とは、卒業後1年以内の初めての就職者をいう。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の交付対象者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、複数人世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たすものとする。

- (1) 移住等に関する要件にあっては、次に掲げるアからウまでにそれぞれ該当すること。
 - ア 移住元に関する要件にあっては、デジタル田園都市国家構想交付金充当の対象者は、次に掲げる（ア）及び（イ）いずれにも該当すること。また、デジタル田園都市国家構想交付金充当対象外の者については、（エ）に該当すること。
 - （ア） 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇

用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。) をしていたこと。

- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
- (ウ) ただし、東京圏の条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
- (エ) 姫島村に住民票を移す直前に、連続して1年以上、県外に在住していたこと。
- (オ) ただし、大分県外に在住しつつ、大分県外の大学等へ通学した者については、通学期間も通算年数に含めることができる。

イ 移住先に関する要件にあつては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内であること。

(イ) 移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して本村に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件にあつては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金または移住応援給付金を受給していないこと。ただし、受給した移住支援金または移住応援給付金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、大分県及び姫島村が認める場合を除く。

(エ) その他大分県及び姫島村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(オ) 要綱第2条(1)の補助対象外となる転入でないこと。補助対象外となる転入とは、住民票を移す直前に連続して1年以上県外に在住しておらず、大分県に転入後5年以内に県外への転出の可能性が高い転入者及び移住施策の影響が認めがたい転入者をいう。

具体的には、以下のような場合が考えられる。

- a 県外の事業所から村内の事業所に一時的な転勤、出向により転入する場合
- b 県外大学を卒業した後、新規採用者として村内事業所に勤務する場合

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合にあつては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 就業先が、大分県マッチング支援事業で設置したマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載している求人であること。

(イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、大分県及び姫島村の判断により対象とすることを可能とする。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて「大分県マッチング支援事業実施要領」第4条に示す対象法人に就業していること。

(エ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(ア)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(オ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合（国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者）にあつては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(イ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(エ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件にあつては次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

- (4) 本事業における関係人口に関する要件にあつては、次に掲げる「支給対象者の要件」のいずれかに該当し、かつ「地域の担い手確保の要件」のいずれかに該当すること。

「支給対象者の要件」

- ア テレワークを実施して姫島村に一定期間以上滞在した者
- イ 地域の課題解決に資する取組に参加していることを村長が認め証明できる者

「地域の担い手確保の要件」

- ア 農林水産業に従事する者
- イ 医療、介護、福祉分野へ就業する者
- ウ 家業等へ就業する者
- エ 姫島村が認める企業等へ就職する者
- オ 起業し、村内に事業所を設置する者
- カ 姫島村役場に就職する者
- キ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者地域の自治会行事や地域イベントに継続して参加し、地域の担い手となっている者

- (5) 起業に関する要件

大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていること。

- (6) 複数人世帯に関する要件（複数人世帯向けの金額を申請する場合のみ）にあつては、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
なお、同一世帯か否かの確認は、原則として、住民票の世帯人数により判断する。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和4年4月1日以降に転入したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- カ 同一世帯に属する者が、姫島村に対して、移住支援金及び移住応援給付金を申請していないこと。

(事業区分及び補助額)

第4条 事業区分及び補助額は別表のとおりとする。

ただし、本事業以外に、国や県からの補助金が交付される場合は、その補助に係る部分の経費を除くものとする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の申請者は、姫島村移住支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類
- (2) 転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類
- (3) 移住元の住民票の除票の写し
- (4) 戸籍の附票(ただし、第3条第1号ア(ア)の要件が他の提出書類で確認できる場合を除く。)
- (5) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者であることを証する場合は、東京23区で勤務していた企業等の就業証明書(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (6) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主であったことを証する場合は、法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類(移住元での勤務形態、移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
- (7) 東京圏から東京23区内の大学に進学し、東京23区内への企業等への就職を証する場合は、卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)及び東京23区内で勤務していた企業等への就業証明書(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (8) 大分県外の大学に進学した者で、在学期間中に住民票を大分県外に移動させていなかった者は卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
- (9) 第3条2号又は3号の要件に該当することを証する場合は、次のいずれかの書類
 - ア 第3条2号に該当する場合：移住先の就業先が作成した就業証明書(就職に関する移住支援金の申請用)(様式第2号)
 - イ 第3条3号に該当する場合：移住先の就業先が作成した就業証明書(テレワークに関する移住支援金の申請用)(様式第2号の2)
 - (ア) 雇用者としてテレワークを行っている場合：所属先企業等の就業証明書
 - (イ) 法人経営者又は個人事業主としてテレワークを行っている場合：法人事業届出済

証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類（移住元での勤務形態を確認できる書類）

- (10) 第3条4号の要件に該当することを証する場合にあっては、第3条4号の要件を満たすことを証する書類（就業していることが確認できる書類）
- (11) 第3条5号に該当することを証する場合にあっては、大分県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書
- (12) 複数人世帯の申請をする場合にあっては、移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

（交付決定の通知）

第6条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、姫島村移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可であるときは、移住支援金交付不決定通知書（様式第4号）により、速やかに当該申請者に通知する。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第5号様式）を村長に提出しなければならない。

2 移住支援金は、全額を一括で支給する。

（補助金の返還）

第8条 村長は、補助金の交付を受けた者で、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、又は村長が補助金の交付を不適当と認めた場合、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

返還を命ずる場合は、姫島村移住応援給付事業費補助金返還通知書（様式第6号）により通知する。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請をした場合
- イ 移住支援金の申請日から3年未満に姫島村から転出した場合
- ウ 移住支援金の申請日から1年以内に第3条(2)の ア 及び イ に該当する、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に姫島村から転出した場合

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年7月1日から適用する。

事業区分	補助額
移住支援金	<p>移住に係る経費として、以下の金額を支援金として支給する</p> <p>1,000千円／物件（世帯での移住の場合）</p> <p>600千円／物件（単身での移住の場合）</p> <p>※子育て加算（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合18歳未満の者一人につき加算する）</p> <p>1,000千円／人（デジタル田園都市国家構想交付金充当の対象者の場合）</p> <p>300千円／人（デジタル田園都市国家構想交付金充当対象外の者の場合）</p>